

全国民関連ニュース

第 5 3 号

1 9 9 1 年

3 月 1 日

年間購読料 3 千円

発行 民族差別と闘う連絡協議会 連絡 〒537 大阪市東成区東小橋 3-20-11 近畿ビル3F 8号
〒201 川崎市川崎区桜本 1-8-22

Te: 06-972-1608
Tel: 044-288-2997

◆特集◆

日韓覚書と公務員の国籍条項



5.23自治省交渉(左はし
は李仁夏全国民闘連代表)

目次

日韓覚書と公務員国籍条項	P 2
5.23 自治省交渉報告	P 6
日韓覚書と教員採用問題	P 8
教員採用に関する文部省通知	P 14
横浜市国籍条項撤廃連絡会	P 18

日韓覚書と公務員国籍条項

公務員国籍条項撤廃全国連絡会議

代表 仲原 良二

各地方自治体が、次年度の採用要項を明らかにする時期が近づいている。日韓覚書を受けて、自治体側の対応は厳しく、運動的にも焦点となっている大阪市、神戸市等が一般事務職の「国籍条項存続」を表明している。その背景には、覚書後の自治省の指導がある。

日本側が押し切ったか…

昨年4月30日、「91年問題」をめぐる日韓外相協議合意文書には「その他、教育、地方公務員採用、選挙権問題は今後とも協議を続けていく」とある。この「今後とも」が、本年1月10日覚書までをさすのか、それともそれ以後も検討していくのか、はっきりしない。

覚書前文には「年1回程度局長レベルで協議すべき事項があれば取り上げる」とあるが、公務員、選挙権問題が協議事項ともされていないし、海部首相は「在日韓国人の待遇の問題はかたづいた」と韓日議連朴泰俊会長に会談

の時に述べている(91,3,23 朝)。

協議も大詰めに来た頃、自治省は「議論は平行線でも従来通り一般事務職への採用は認めないとの最終方針をきめた」(90,12,27 官庁速報(時事通信社))とあり、「日本側は当然の法理を繰り返し説明してきた。韓国側も理解を示すに至り最終的に国籍による合理的差異を踏まえた…という内容で決着した」(公務員月報 91,2)ということである。

国籍による合理的差異をめぐる

「国籍による合理的差異」という新造語をめぐる、日本側は「“当然の法理”というのはわかりにくいので、そう読み替えたにすぎず、方針に変化はない」という。一方、韓国側は「“当然の法理”を使おうとする日本側に対し何回も粘って抗議し、結果的に“合理的差異”という融通性の表現に変えた」(91,1,18 統-曝)と、今後、交渉の余地を残しているという。これは、まさに「公務員採用問題が玉虫色の決着に終わりはしました」(聞「どうなった法的地位と待遇」91,1)といえよう。



5月28日大坂で行われた集会で今年も大坂市に覚書提出することを表明する文公達

覚書の問題点——その1

第一に「国籍による合理的差異」をスローガンに掲げ、韓国側の了解をとりつけた形にしたことである。

このことは

①公務員採用という雇用政策の国内問題であるものを、「一般行政職には外国人は就けない」ことを外交上に確認したことである。つまり“お墨つき”をもらったことである。

②この問題が2国間相互協定のような、すなわち在韓日本人が韓国公務員になるから、在日韓国人が日本の公務員になるといった相互条約ではないことは百も承知であり、「この覚書は日韓両外相が署名する形式をとっているが条約等ではない。日本政府として、今後下記の方針で対処する旨表明したとあるように日本政府の方針を韓国側も確認したものである」(読者質問第191号)

つまり、公務員採用は在日韓国・朝鮮人など定住外国人の就職差別からの門戸開放や住民の自治参加への要求であるという国内問題であることは充分

知っていながら、スローガンとして箔をつけただけであり、「国籍条項撤廃運動」に対し韓国も了解しているからダメという、運動を押さえるのに「合理的差異」スローガンを使おうとしているだけである。

覚書の問題点——その2

第二に、公務員採用問題について、通達等の文書は出さずに、各自治体に強い口頭指導していることである。なぜ文書にしないのか。それは、①「合理的差異」を具体的に説明し切れないのである。なぜなら、同じ市役所で同じ課で、同じ職務をやっても日本人なら合理的で、在日韓国・朝鮮人職員なら不合理でダメと誰が説明できるというのか。自治省も自ら火傷したくないのである。合理的差異が認められるのは国家主権を対外的に直接担当する職務(外相、外交官など)くらいであり、ましてや地方公務員には何の関係もないものである。

②覚書によって公務員採用方針が変わったわけではなく従来の方針であることは前述の通りである。従って「公権

1991-5.25 朝日新聞

国籍条項

神戸市も門戸広げず

市職員採用 自治省見解に従う

神戸市は二十四日、九二年春に採用予定の同市職員採用受験資格について、「一般事務、一般技術、消

防職の国籍条項はなくな

いので、従来通り在日外国人は受験できない」との方針を明らかにした。

市民グループが同市に「国籍条項撤廃」を陳情しているのを受け、同市人事委員会が国籍条項を見直す

かどうかを検討。自治省の「今年一月の日韓覚書で示された通り、国籍条項撤廃は適切ではない」との見解に沿った、という。

神戸市では、医師、看護婦、保母などの専門職では約二十年前から在日外国人計三十七人を採用しており、外国人雇用拡大の検

力行使等にたずさわる職務かどうか、また、任用するかどうかは、当該地方公共団体において判断されるべきもの」という大平首相答弁(79,4,13)が現に生きており、自治省が口出しすべきことではないので、文書化できないのである。

自治省に従うかどうかだけ

自治省は、「一般事務職はとにかくダメ」と強く自治体に口頭指導している。定住外国人を採用すれば、どんな問題が具体的に生ずるのかを検討し協議するという本来のあり方は、今やどこえやら、自治省に従うかどうかだけが問題となっている。従来からの中央官僚指導方式、それに追随する自治体という「失われた地方自治」の本質的問題が、ここに出てきたのである。神戸市人事委、中川局長は「起債の認可権をもつ自治省が相手で、全く従わないわけにもいかない難しさがある」(91,3,15 朝)と言っている。まさに、このことを物語っている。

●「起債」 地方自治体が事業をおこす際に、金融機関に借金をする(公債発行)こと

5. 2.3 自治省交渉報告

公務員国籍条項撤廃全国連絡会議
事務局

不適切なものは指導するだけ…

さる5月23日、衆議院第一議員会館会議室で、「公務員国籍条項撤廃全国連絡会議」と自治省との交渉がもたれた。

今回の交渉の目的は、公務員の一般事務職採用における国籍条項問題についての自治省の姿勢をたずねることである。自治省は日韓「覚書」を理由に、各地方自治体に対して「指導、助言」という名の介入や脅しを執拗に繰り返している。

交渉の席上、自治省金子公務員課長は次のような答弁を行った。(要旨)

「一般事務職の国籍条項を撤廃しないことは全国の地方課長会議、総務部長会議等で周知徹底してきた。それは、『国籍による合理的な差異』によるものであり、そのことは韓国側の理解も得られている。

採用後、公権力に携わることのない職に就かせればよい等の意見も聞かれるが、一生の仕事として

選んだ人をたまたま外国人だという理由で、人事ローテーションしないのは問題である。(だから始めから採用しない)。また多くの自治体が人事ローテーションに支障があるので外国人の任用は好ましくないと言っている。

外国籍者の任用に関して、医者がよくて獣医がダメなのは、獣医には保健衛生上、業者を営業停止にする権限(公権力)があるからである。これらは従前の内閣法制局の見解を踏襲するものであり(自治省の姿勢が従来と変わったわけではない)、一般事務職への外国籍者の任用は法違反ではないが適当でない(法違反に等しい)。

なお、一部マスコミで報道されているような自治省が起債制限をちらつかせながら地方自治体の指導にのりだしたという事実は全くない。自治省は地方自治体の上級団体ではなく、あくまで『指導・助言』する立場であり、不適切なものは指導するだけである」



当然の法理を繰り返すばかり

一方「全国連絡会議」は、この金子答弁に対し、「公権力」のまやかしを論理的かつ具体的な事例で批判した。

(例えば、「全国連絡会議」の李仁夏代表は私立保育園の園長として園児の健康管理上、休園、下園措置をとる権限がある。これは金子氏の言うところの公権力に等しい。何故、私立で良くて公立でダメなのかという追及については金子氏自身も「当然の法理」を繰り返すばかりで論理的な回答はできなかった。)

結局、論理的な答弁をせず、詭弁を繰り返す金子氏は、信楽鉄道事故の対策に追われていることを理由に退席し交渉を終えた。

全国的な運動を盛り上げよう

「全国連絡会議」としては、交渉を受け、次のことを確認した。

①自治省は日韓「覚書」を悪意に拡大解釈しており、在日の歴史性や住民としての生活実態を無視し、「公務員

は何が何でも日本人で」という国際化の流れに逆行する姿勢を強化した。

②「撤廃しない」という政治的判断が先にあり、「覚書」はその判断の理由づけにすぎないと推測される。「多くの自治体が自治省の人事ローテーションについての意見に賛成している」との答弁にもこのことはうかがえる。

③このような自治省の動き、姿勢に歯止めをかけるために、国籍条項完全撤廃に向けた全国的気運を盛り上げ、各地方に働きかけると同時に自治省に対する働きかけを強化する。

なお、5月31日には、「公務員採用の国籍条項撤廃を求める大阪連絡会議」が中心となり、自治省、文部省交渉をもつ予定である。



日韓覚書と教員採用問題

公務員国籍条項撤廃全国連絡会議

代表 仲原 良二

文部省通知の内容

覚書をふまえ、各都道府県・指定都市教育委員会あてに通知された、1991年3月22日、文部省教育助成局長“通知”「在日韓国人など日本国籍を有しない者の公立学校の教員への任用について」の要点は以下の通りである。

- ①平成4年度教員採用試験から日本人と同一基準で受験を認めること。
- ②任用期限を附さない常勤講師として正式採用される。この講師は日本国籍を有しない者に限ること。
- ③公立学校教諭は校長の行う校務の運営に参画することで公の意思形成への参画に携わる職務と認められるから、日本国籍を有しない者は任用できない。しかし常勤講師は校務運営に補助的に参加するに止まり、「当然の法理」の適用のある職ではないと解される。
- ④常勤講師が学級担任や教科の担任になることを妨げない。
- ⑤常勤講師は主任に充てることはできない。

- ⑥給与など待遇は教諭との差が少なくなるよう配慮する。

従来の方針確認

この“通知”は、“正教員(教諭)には外国人は採用できない”という従来の方針を確認したにすぎない。

1982年9月1日、国公立大学教員任用特別法が成立したときから「正式教諭には採用できない」と言い続けてきており、1984年梁弘子さん(長野)教諭採用取消事件がおき、常勤講師で終身採用となった。今回の通知は、この事件を下敷きにしている。

教員の職務と当然の法理

教員の職務内容を「当然の法理」からみてどう解するのか。文部省は、ずっと以前から「公権力行使」に当たるかどうかというより、「校務運営に参加する」つまり職員会議などに参加すること——これを「公の意思形成への参画」に携わる職務と解しており、よって日本国籍が必要であるという見解である。これは、1957年2月18日

の公立小学校助教諭の行政実例や1983年4月1日中曽根首相答弁書で述べている通りである。

それで、教諭の指導のもと補助的に参加する助教諭や講師や助手などは「意思形成への参画」には携わらないから外国人でも「可」ということである。

教育指導はよいが校務参加はダメ

これは奇妙な論理である。文部省はそれなりに筋を通してきたつもりであろうが、通知には「一般的に教諭の職務を大別すれば、主として児童生徒の教育指導をすることと、校長の行う校務運営に参画することの2つである」とある。校務運営への参画とは、職員会とか運営委員会とか、学年会など各種分掌の委員会で、各教員が割り当てられているものである。

教諭(正教員)の職務は「児童の教諭をつかさどる」(学校教育法28条4項)とあって、直接子どもに授業や生活指導すること、これが学校教育の主目的である。この活動を円滑にすすめるために校務運営の各種分掌や会議が組織されており、いわば、補助的な

位置にあるものである。文部省通知によれば、本来「児童の教育をつかさどる」教諭の職は外国人の講師でもよくて、従たる位置の校務運営には教諭でなければならない、外国籍教員は参加させないということになる。本末転倒である。

教員差別の助長になる

「やっぱり“朝鮮人”は講師しかないのか」という差別意識を、教員の間や子どもに広めていくという大きな問題が生じてくることは確かであろう。

さらには、大阪をはじめすでに国籍条項を撤廃し、在日韓国・朝鮮人を正教員として採用している自治体が、今回の措置を受け入れるならばまさに「後退」である。

労働基準法に違反する

国籍による差別的取扱いを禁止した日本の唯一の法律「労働基準法第3条」に違反することである。

「労働者が日本人であるか否かとい

パンフ「ぼくだって教 各県別「国籍条項」撤廃の有無
師になりたい」より

った社会的身分の如何の如き、直接労働に関係のない条件を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件に差別待遇をしてはならないことを規定したものである」(1949,6,15 広島 県決)と、最初から確立された原則に逸脱する。

またもや、新たな矛盾をひき起こしたことになる。

発売新聞 91年3月4日

文部省は三日までに、在日韓国人の待遇改善に関連して、公立学校の常勤講師採用の道を開くため、全国の都道府県と政令指定都市の教育委員会に対し、来年度の教員採用試験の募集要項から国籍条項の削除を求める通知の作成に伴う措置で、他の在日外国人の法的地位・待遇について交わした「覚書」に先の日韓外相会談で在日韓国人の法的地位・待遇に

教員試験の国籍条項廃止 全国教委に通知へ

文部省

		外国人数	外国籍教員数
①大	阪	199,473	府4、市17
②東	京	131,792	都7
③兵	庫	87,382	
④愛	知	60,912	市1
⑤京	都	51,078	市1
⑥神	奈川	45,410	川崎市1
7福	岡	30,562	
⑧広	島	19,131	
9千	葉	16,927	
10埼	玉	15,977	
⑪山	口	15,830	
12岐	阜	11,351	
13静	岡	9,984	
⑭岡	山	9,796	
⑮三	重	9,204	県2
合 計			32

以下、16北海道、⑯滋賀、⑰奈良、19茨城、
⑳長野

- (1) 外国人登録数は、1984年6月末現在(法務省調)。
- (2) 教員数は、85・2・8、文部省が衆院予算委に提出した資料による。ただし京都市及び川崎市は独自に追加。
- (3) ○印は、「日本国籍を要す」との制限のないことを示す(1984年実施の選考)。

人にも適用される。
通知の主な内容は①募集要項の受験資格に「日本国籍を有する者」という国籍条項を設けている教委は、これを廃止する②教員免許を取得し、採用試験に合格した在外日本人は、常勤講師として採用する——として、非常勤講師しか認められていなかった在外外国人に対し、身分・待遇の改善を行う。ただ、国籍条項を削除した場合でも、採用の際には、日本人の採用しか認められていない教諭とは区別、採用試験のいずれかの段階で国籍の明示が必要とし、文部省では面接の際に、国籍をチェックする方向で検討を進めている。
文部省はこれまで、外国人を教諭や常勤講師に採用しないよう指導してきたが、現在、四都府県と政令指定都市が「自治体独自の判断で、三十三人を「教諭」として採用(昭和六十二年五月現在)している。

平成 4 年 度

愛知県公立学校教員採用選考試験受験案内

愛知県教育委員会

I 趣 旨

この試験は、平成4年度の愛知県公立学校教員（名古屋市立学校を除く。）の採用に当たり、選考資料とするため実施するものです。

II 受験区分

受 験 区 分		コード	採用予定人員	教 科 (科 目)
小 学 校 教 諭		1	約 400人	
中 学 校 教 諭		2	約 100人	国語 社会 数学 理科 音楽 美術 保健体育 技術 家庭 英語
高 等 学 校 教 諭		3	約 80人	国語 社会 数学 理科 音楽 美術 保健体育 家庭 商業 英語 機械 電気 農業
盲・聾・養護学校教諭	小 学 部	4	約 60人	
	中学・高等部	5		国語 数学 理科 音楽 美術 保健体育 技術 家庭 商業 英語
養護教諭	小・中学校	7	約 25人	
	県立学校	8		

- 注意 1 日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用します。
- 2 「1受験区分・1教科（科目）」についてのみ出願できます。
- 3 採用予定人員は現時点における一応の目安であり、変更することがあります。
- 4 採用予定人員の変動により、受験した受験区分以外の校種（盲・聾・養護学校の部を含む。）の要員として合格又は補欠とすることがあります。
- 5 中学校教諭のうち、技術については、大学から推薦を受けた者（若干名）に対して推薦選考制を実施します。なお、推薦選考の詳細は関係大学へ通知済みです。

III 受験資格 教員採用要項にみられる動向（一部抜粋）

次のすべて

1 地方公務員

2 受験区分

込みの者。

者は中学校

3 昭和27年

除く。）、養

以降に生ま

愛知県	○	「日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用します」
岐阜県	×	「『教諭』には、任用の期限を付さない常勤講師を含む」
東京都	○	「日本国籍を有しない者を『常勤講師』として採用することについては、検討中です」
大阪府・市	○	これまで「小学校教諭」「中学校教諭」「高等学校教諭」を「小学校」「中学校」「高等学校」と記載

○はこれまで国籍条項を設けず、×は国籍条項で排除してきた

愛知県知事
愛知県教育長

鈴木 礼 治 様
小 金 潔 様

1991年5月24日

在日朝鮮人生徒の教育を考える懇談会

代表世話人 小原博樹

外国籍教員の採用に関する公開質問状

わたしたちは愛知県において在日朝鮮人（朝鮮籍・韓国籍の総称）にかかわるさまざまな教育問題について考え、話し合い、解決の道に接近したいと願っている小・中・高・大学の教員、市民、学生、韓国・朝鮮人などによってつくられた市民団体です。1980年の結成以来、教育における諸問題に心を寄せ、県・市の教員採用における国籍条項の撤廃や、県下の一部私立高校の入学選抜時における外国人生徒の差別問題に取り組んできました。

さて、最近、愛知県教育委員会より「平成4年度 愛知県公立学校教員採用選考試験受験案内」が出されましたが、わたしたちはその中に見逃せない重要な問題があることに気が付きました。それは「Ⅱ 受験区分 注意」にある「1 日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用します」の一文です。

改めて、外国籍教員の採用問題を振り返ってみますと、1981年までは愛知県・名古屋市ともに「国籍条項」があり、外国人は受験できませんでした。わたしたちはこの「国籍条項」に対し、愛知県・名古屋市へ撤廃の申入れ（1980年10月3日）名古屋弁護士会への申立（1981年4月10日）在日韓国・朝鮮人の2人の青年による訴訟の支援（1981年7月11日）愛知県議会への請願（1982年2月26日）というように撤廃に向けての取り組みをしてきました。また、1982年2月10日、名古屋弁護士会は愛知県・名古屋市に「人権侵犯の疑いがある」として「国籍条項」撤廃の「勧告書」を出しました。このような動きの中で1982年5月、愛知県・名古屋市とも「国籍条項」を撤廃し、1984年4月には名古屋市に外国人教諭が誕生しました。

ところが今年になり「日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用」という新しい方針が愛知県より出されてきました。これは、昨年までの国籍による差別的取扱いをしないというものから、再度、国籍による差別的取扱いをするという、いわば“新国籍条項”の設定ともいえる大きな方針の転換です。わたしたちはこのことは非常に重要な問題だと受け止めています。そこで以下の質問をしますのでぜひ明解な回答をお願いいたします。

〔 記 〕

- 1、1982年5月に愛知県は教員採用試験における「国籍条項」を撤廃されましたが、その理由は何だったのでしょうか。改めてお教え下さい。
- 2、今年の教員採用試験に際し、昨年までなかった「日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用します」の一文を加えられた理由を、お教え下さい。

- 3、愛知県と同時に教員採用試験における「国籍条項」を撤廃した名古屋市は、今年も昨年と同様であり「日本国籍を有しない者は……」の一文は加えられておりません。同じ愛知県内にありながら、このような違いが生まれてきたのは何故なのでしょう。その理由をお教え下さい。
- 4、講師には「期限付常勤講師」および「臨時的常勤講師」、さらに「非常勤講師」の3種がありますが、今回の「任用の期限を付さない常勤講師」は、これらのうちどれに相当するものなのでしょうか。お教え下さい。
- 5、もし、この3種のどれにも相当しないとすれば「任用の期限を付さない常勤講師」の具体的内容をお教え下さい。
- 6、今年より新たに加えられた「日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用します」の一文は、明らかに国籍により差別的取扱いを示しています。このことは「国際化」が叫ばれ、「人権」が世界的に大きなテーマになっている中で、時代に逆行する動きと言えます。直ちにこの一文を削除し、昨年と同様、国籍による差別的取扱いを一切しないようにすべきと考えますが、このことについてどう思われますか。考えをお聞かせ下さい。

以上6点につきまして明解な回答を1991年6月1日までに文書で下記宛にお送り下さい。

(連絡先—〒452 愛知県西春日井郡清洲町一場163 小原博樹 方)

☎052・409-0949

(14)第53号 全国民関連ニュース1991年3月1日新(朝1日新)(1990年3月23日第3種郵便物認可)
教員採用に関する文部省通知の全文

文教地第80号

平成3年3月22日

各都道府県・指定都市教育委員会 殿

文部省教育助成局長

菴谷利夫

在日韓国人など日本国籍を有しない者の公立学校の教員への
任用について(通知)

「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定」(昭和41年1月17日発効)第2条1の規定に基づく日本国に居住する大韓民国国民(以下「在日韓国人」という。)の法的地位及び待遇に関する協議(いわゆる日韓三世協議)は、本年1月10日別紙1のとおり両国の外務大臣が「覚書」に署名し、決着したところであります。

公立学校の教員採用については、覚書の記の4にあるとおり、在日韓国人について教員採用への途をひらき、日本人と同じ一般の教員採用試験の受験を認めることとするとともに、公務員任用に関する国籍による合理的な差異を踏まえた日本国政府の法的見解を前提としつつ、身分の安定や待遇についても配慮することとされています。

ついては、貴教育委員会におかれましては、下記事項に留意しつつ、在日韓国人など日本国籍を有しない者について、平成4年度教員採用選考試験から公立の小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園(以下「公立学校」という。)の教員への採用選考試験の受験を認めるとともに、選考に合格した者については、任用の期限を附さない常勤講師(以下「この常勤講師」という。)として任用するための所要の措置を講ずるよう適切に対処願います。

おって、貴管下市町村教育委員会に対しても周知方お願いします。

記

1 公立学校教員採用選考試験について

今回新たに日本国籍を有しない者について受験を認めることとする教員採用選考試験は、各教育委員会において例年実施している通常の公立学校の教員(

一般職の地方公務員として正式任用される教員)の採用選考試験として、日本人と同一の基準で行うものであり、日本国籍を有しない者について別途特別の採用選考試験を実施するものではないこと。

なお、従来、これらの採用選考試験を教諭のみの採用を目的として実施してきている教育委員会にあっては、この常勤講師への採用を含めた教員採用選考試験と改められたいこと。

2 任用する職について

政府は、従来から、「公務員に関する当然の法理」として「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍を必要とする」ものと解しており、公立学校の教諭については、校長の行う校務の運営に参画することにより公の意思の形成への参画に携わることを職務としていると認められることから、「公務員に関する当然の法理」の適用があり、日本国籍を有しない者を任用することはできないものとされている。(昭和58年4月1日付け外国人の公立小、中、高等学校教員任用に関する質問に対する答弁書・別紙2参照)

覚書の記の4の「公務員任用に関する国籍による合理的な差異を踏まえた日本国政府の法的見解」は、上記の我が国の政府見解である「公務員に関する当然の法理」を意味するものであること。

しかしながら、公立学校のこの常勤講師は3で述べるように「公務員に関する当然の法理」の適用が職とは解されないので、在日韓国人など日本国籍を有しない者を任用することが可能であること。

3 講師の職務について

講師は学校教育法第28条第10項で教諭(又は助教諭)に準ずる職務に従事するとされている。教諭の主たる職務は同条第6項で「教諭は児童の教育をつかさどる」とされているが、一般的に教諭の職務を大別すれば主として児童・生徒の教育指導に従事することと校長の行う校務運営に参画することの二つの要素があると考えられる。このうち、講師(教諭に準ずる講師)は、普通免許状を有しており、授業の実施など児童・生徒に対する教育指導面においては教諭とほぼ同等の役割を担うものと考えられるが、校長の行う校務の運営に関しては、常に教務主任や学年主任等の主任の指導・助言を受けながら補助的に関与するにとどまるものであり、校務の運営に「参画」する職ではないと解され

る。

したがって、講師は「公務員に関する当然の法理」に適用のある職とは解されないものであること。

なお、このことは、この常勤講師が、学級担任や教科の主任となること等を妨げるものではない。

また、講師は主任に充てることはできない(学校教育法施行規則第22条の3第2項等)

4 身分の安定等について

日本国籍を有しない者で選考に合格したものについては、できるだけ安定した身分となるよう、一般職の地方公務員として任用の期限を附さず正式任用される。すなわち定年まで働けるこの常勤講師に任用すること。なお、この常勤講師は、日本国籍を有しない者に限ること。

また、給与その他の待遇についても、今回の覚書による決着の趣旨をふまえ可能な限り教諭とこの常勤講師との差が少なくなるよう、配慮されたいこと。

5 その他

上記1から4までの取扱いは、所要の教員免許状を所持している者であれば在日韓国人を含めたすべての日本国籍を有しない者に対してもその効果は及ぶものであること。

(本文中の別紙については割愛します)

横浜市でも「連絡会議」結成



横浜でも遅れ馳せながら『横浜市民国籍条項撤廃連絡会』の結成にこぎつけ、「国際都市」を自称しながら在日外国人に門戸を閉ざす横浜市を追い詰める闘いを開始しました。横浜市内にある信愛塾を拠点に活動を行っている『横浜の民族差別と闘う会』と教組や自治労、県評センターなどで構成する『民族差別撤廃・外登法改正をめざす神奈川県連絡協議会』、神奈川県民闘連の三団体が呼び掛け、横浜市職員有志が中心になって準備してきました。

結成集会は4/20(土)に開かれ、市職員や高校教師、教会関係者、在日外国人市民など約70人が集まりました。

『神奈川県民闘連』三浦代表の開会挨拶の後、記念講演に立った 井上重彦さんは、国籍に絡む戦後の動きを辿りながら「国籍条項の問題は、単なる進路保障の問題ではない。在日にとっては民族性をどうとらえるかの問題であり、日本人にとっては共に生きる社会をどう作り出すかの問題である。その意味ではこの闘いは、両民族の主体性をかけた闘いではないか」と強調しました。

続いて杉並区役所で国籍条項のない給食調理員として採用され国籍条項のある一般行政職への転職を求めて闘っている金泰和さん、神奈川県人権センターの茂本事務局長と自治労神奈川県本部の梅沢副委員長から連帯アピールがあり、黄佑哲さんのギターの弾き語りとチャンゴ演奏の熱演で雰囲気が高まったところで、横浜市へ宛てた要望書を採択し、『闘う会』の代表の開会の言葉で集会を終えました。

4/24には約15人で横浜市役所を訪問し、要望書を提出してきました。市の対応は予想以上にひどいもので、交渉の場に人事の責任者が顔を見せず、いまだに要望書の中身のやり取りまで至っていません。全国の闘いと連携しながら、横浜でも引き続きがんばりたいとおもいます。

1991. 5. 27 (文責 連絡会事務局・深沢一夫)

📖 学習パンフ 📖



『在日韓国・朝鮮人の採用を求めて』 ほくら、公務員になりたいんや

B5版28ページ 頒価400円

編集・発行 公務員採用の国籍条項撤廃を求める大阪連絡会議・文公輝君の大阪市受験を認めさせる会

大阪市の受験を希望する文君の思い、「国籍条項」の問題点、運動の歴史、すでに公務員として働く在日韓国・朝鮮人の証言などがまとめられています。写真をたくさん使った、入門的なパンフレットです。



『ぼくだって教師になりたい』『国籍条項』撤廃を求める異人連帯の訴え

A5版28ページ 定価300円

編集・発行 周人植君の裁判を支える会

1989年3月、周人植君は福岡県の教員採用国籍条項撤廃を訴え、裁判をおこしました。周君がなぜ教師になりたいのかを、生い立ちをまじえてまとめています。



『外国人が公務員になったっていいじゃないかという本』

A5版203ページ 定価1442円

編集 岡義昭 水野精之 発行所 ポット出版

地方自治体が在日外国人を受け入れている状況のデータや資料としてこれまでの行政実例が掲載されている。また、さまざまな人の証言や論理的解説も豊富に盛り込まれている。

購読のお願ひ

「全国民闘連ニュース」は、全国各地の民族差別と闘うさまざまな取り組みの紹介、出来事や人物の紹介を行います。

また購読料が、私たちの運動を支えています。是非あなたも購読者になって下さい。

<購読料> 年間3000円

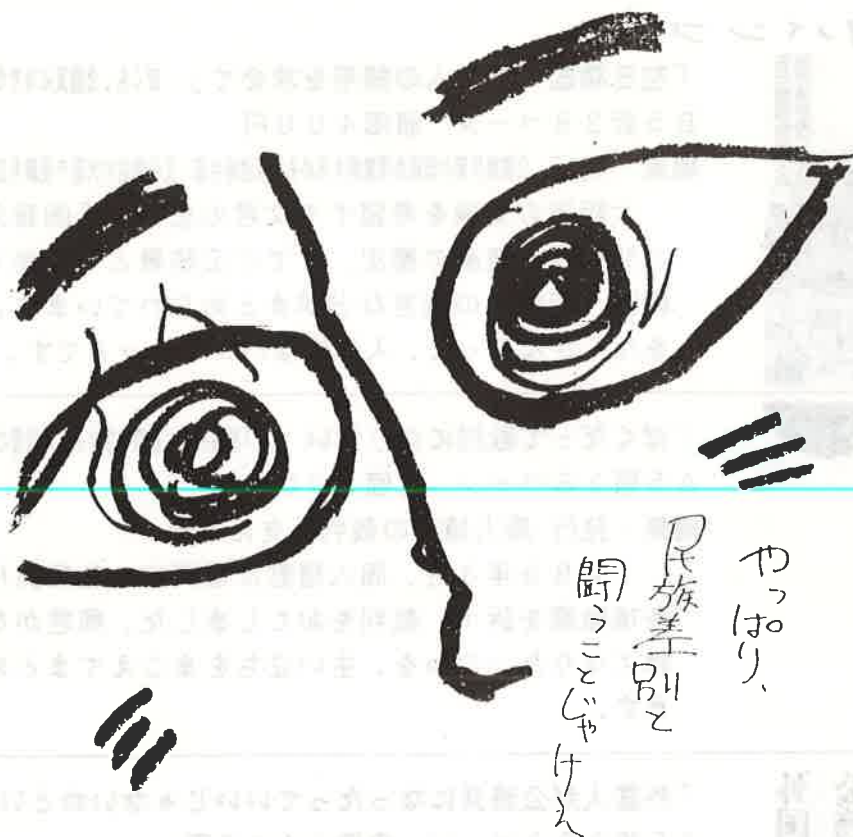
<送金方法> 郵便振込「大阪9-76163」

民族差別と闘う連絡協議会

<お問い合わせ>

大阪民闘連 ☎06-972-1608

神奈川民闘連 ☎044-288-2997



民族差別と闘う連絡協議会・広島 改め

「広島」の民族差別と闘う会」発足式

記念講演 裴重度氏 [民族差別と闘う神奈川
連絡協議会 代表]

6/16

SUN

11:30開場 2:00~5:00式+講演

P.S. 5:30から簡単な記念パーティーを行います。

とニ3 アステールプラザ4F会議室

広島厚生年金会館となり
中区加古町4-17 T. 244-8000

民族差別と闘う連絡協議会・広島

広島市西区中広町1丁目18-28-1512 電話082-296-5090